

1	令和7年度 第10回厚真町農業委員会総会議事録
	令和8年1月30日（金） 午後3時30分から
2	令和7年度 第10回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター青年室に招集する。
3	出席委員 14名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋有悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 農業者年金業務報告 第5 報告第1号 職員の人事異動 第6 報告第2号 各諸証明の発行 第7 報告第3号 農用地あっせん 第8 議案第1号 現況証明 第9 議案第2号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第10 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 第11 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案 第12 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 奥井主事、柿崎主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和7年度 第10回総会を開催いたします。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名中14名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午後3時30分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】

議長	それでは、長谷川委員、斉藤委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、奥井主事、柿崎主事を指名いたします。
議長	日程第２ 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日１日限りとすることに決定いたしました。
議長	日程第３ 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長	日程第４ 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布の、農業者年金処理台帳をご覧ください。 １月分の処理状況でございますが、受付番号 85 番及び 1 番 農業者老齢年金裁定請求書 2 件。 受付番号 2 番 旧制度の農業者老齢年金裁定請求書 1 件 受付番号 3 番 死亡関係届出書 1 件 受付番号 4 番 経営移譲年金加算額支給停止事由該当届 1 件 こちらですが、経営移譲年金を受けているかたで、農地を処分する場合は本来、60 歳未満の農業者であることなど、条件がありますが、処分した農地につきましては再設定いわゆる更新を行っていたしましたので、その条件がはずれるため、こちらの停止事由には該当しないということで、基金から返還されております。 受付番号 5 番 第一種加算対象農地等処分届 受付番号 6 番 第一種加算対象農地等処分届 以上で、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「農業者年金業務報告」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第５ 報告第１号「職員の人事異動」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局 (大垣事務局長)	報告第１号 職員の人事異動について、次の通り １月１日付けで職員の人事異動を発令したので次の通り報告いたします。 柿崎拓夢農業委員会主事を命じる 報告は以上でございます。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第１号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第１号「職員の人事異動」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第６ 報告第２号「各諸証明の発行」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書２ページをお開きください。 報告第２号 各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第４条第１項の規定により下記のとおり発行したの

	で、報告する。 令和8年1月30日提出厚真町農業委員会会長 証明番号15番 営農証明を記載の通り発行しております。申請人につきましても、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第2号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第2号「各諸証明の発行」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第7 報告第3号「農用地あっせん」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書3ページをご覧ください。 報告第3号 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和8年1月30日 厚真町農業委員会会長 1番 申出人 ○○市 ■■ 申出日 令和7年12月2日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 高橋職務代理、米澤委員、早坂委員を令和7年12月23日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在○○番○以下4筆記載のとおりです。 地目 畑及び田 地積 4筆合計 15,088 m² 10aあたり単価 公簿価格 ○○万円 対価 ○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和8年1月20日 1回で成立 総合福祉センター青年室で行っております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて補足説明を求めます。 1番を高橋職務代理お願いします。
高橋職務代理	ただいま事務局から説明のあったとおりですが、■■さんの土地は■■さんとずっと賃貸をしております、■■さんに聞いたところ■■さんがそのまま購入したいということで、このようになっております。 また、公簿地目が畑で現況が田になっている地番がありまして、数十年以来畑として耕作してまして、畑の価格でいいですよということで、お互い納得して○万円ということで了承いただいてこの価格になっていますので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、報告第3号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第3号「農用地あっせん」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第8 議案第1号「現況証明」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。

事務局(奥井主事)	議案書 4 ページをお開きください。 議案第 1 号 現況証明について 次のとおり現況証明願があったので提出する。 令和 8 年 1 月 30 日提出 厚真町農業委員会会長 1 番 所在 ○○-○ 記載の通りでございます。 公簿地目 田 申請現況 雑種地。判定 雑種地と判定しています。 地積 88 m² 願出人・所有者 共有名義で○○ ■■、○○ ■■でございます。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料 1 ページをご覧ください。 1 ページ目に申請地位置図。2 ページ目に地番図。3 ページ目に写真図でございます。 4 ページをご覧ください。現地写真になります。 私の方から主に補足させていただきますが、こちらは共有名義ですが、桜丘自治会の所有地という形になっています。元々小さな小屋のようなものがあったんですが、取壊し、今後は町へ寄付するなれになっていますが、公簿地目が農地になっていましたので、地目変更を行い、町へ寄付する運びになっております。また、1 月の月上旬頃にそういった話があり、事前に雪が少ない日に写真を撮りましたが、その後は雪がつもり現地での判定はできていませんが、元々現況自体は雑種地ということと、地積自体も少ないということで非農地という判定にしています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。ここで、地区担当委員の意見を求めます。1 番を、米澤委員お願いいたします。
米澤委員	事務局から説明のあったとおりで私の方から新たにいうことはないんですけども、小屋の目的としては、昔味噌加工所として使っていたそうですが、時代も過ぎまして、現在作る方もおらず、建物も老朽化していますので、昨年秋に建物を解体したと聞いています。地目変更後町に寄付ということですので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第 1 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 1 号「現況証明」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 9 議案第 2 号 「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。

事務局(奥井主事)	議案書 5 ページでございます。 議案第 2 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 8 年 1 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 18 条第 1 項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の 6 カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。 本文に戻ります。 1 番、賃借人 ○○ ■■■、賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番以下 2 筆 記載のとおりでございます。 面積 2 筆 合計 15,893 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 1 月 9 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 1 月 30 日でございます。 2 番、賃借人 ○○ ■■■、賃貸人 ○○ ■■■ 所在 ○○ 記載のとおりでございます。 面積 6,253 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 1 月 9 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 1 月 30 日でございます。 3 番、賃借人 ○○ ■■■、賃貸人 ○○市 ■■■ 所在、○○ 記載のとおりでございます。 面積 5,057 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 1 月 17 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 1 月 30 日でございます。 こちらは■■■さんと■■■さんで 2 つ契約書があり、1 つが更新時期で公社を通した契約書と改正前の契約書が混在するため、解約し、1 つの契約書で更新する運びになっております。 4 番、賃借人 ○○ ■■■、賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○-○ 記載のとおりでございます。 面積 576 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 1 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 1 月 30 日でございます。 こちらも 3 番と同様の理由でございます。 5 番 賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○-○以下 5 筆記載のとおりでございます。 面積 5 筆合計 48,660 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 1 月 21 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 1 月 30 日でございます。 6 番 賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○-○以下 6 筆記載のとおりでございます。 面積 6 筆合計 32,863 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 1 月 21 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 1 月 30 日でございます。
-----------	--

事務局(奥井主事)	以上のことから、農地法第 18 条第 1 項の知事の許可を必要としない要件の、農地の引き渡しを行う期限前の 6 カ月以内に成立した合意解約に該当することから、本案件については、農地法第 18 条の規定に基づき、賃貸借の解約が成立していると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上で、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 2 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 10 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案第 3 号 農地法第 3 条の許可処分規程による許可申請について。 次のとおり農地法第 3 条の許可申請があったので可否について審議を求める。令和 8 年 1 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番、土地の表示、所在 ■■■ 現況地目 田。地積 6,253 m²。 譲渡人 ○○ ■■■。 譲受人 ○○ ■■■。 契約内容 売買 単価○○円 総額○○円でございます。 こちらは市街化区域ということで、農地転用が可能な農地になります。 また、農業振興地域外ということで、3 条での売買になります。 説明資料 5 ページをお開き下さい 5 ページに申請地の位置図。続いて 6 ページに地番図、7 ページに写真図でございます。 8 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 譲受人は農業法人の代表であり、機械等も十分に保有していることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第 2 項第 6 号 地域調和要件ですが、申請地で耕作しており、隣接地でも賃貸借し、耕作していることから、地域に影響は生じないものと見込まれます。 以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
米澤委員	今後のためにお聞きしたいんですけど、市街化区域内の○○万円の単価の田んぼだと。 私の担当区域にあり、今後売買が出てくると思われるんですけど、この単価はいかがなものでしょうか。

議長	あくまでも、売り手と買い手での値段です。 農業委員会の方で値段を決めることはできません。 しかし、市街化調整区域については、ある程度の厚真町の枠にはめて頂きたいと申しても良いかと思いますが、市街化区域は農地転用を行える地域です。 農業委員会としても反対出来るようなところではありません。 ですから、農業委員会としても説明のしようがありません。 市街化区域は農業委員会が決めた区域でもありません。
議長	これからもこういった案件は出てくるであろうかと思えます。 相談された際は皆さんの頭の片隅に置いていただければと思います。 ほかにありませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	これで質疑を終わります。 それでは、議案第3号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第11 議案第4号 「農用地利用集積等促進計画案」所有権移転関係についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書7ページでございます。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和8年1月30日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書8ページでございます。 1番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 ■■ 所有権を移転するもの 〇〇市 ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇-〇以下4筆 地目 畑及び田 面積4筆合計 15,088 m² 所有権の移転時期 令和8年2月20日。 対価 10aあたり 〇万円 総額〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■さんですが、1%の手数料として、〇〇円 手数料に係る消費税として、〇〇円、総額 〇〇円が公社へ振込金額になります。 続いて下段、出しての■■さんですが、2%の手数料として〇〇円 消費税〇〇円 こちらを差し引いた、〇〇円が■■さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は3月31日まで、公社は4月20日が期限となっています。ただし、あくまでも、契約書に記載の日付でございまして、現在は2月27日を支払予定日としています。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第3号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長	これより、議案第4号所有権移転関係に対する質疑を許します。何か、ごさい

	ませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第 4 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案」所有権移転関係については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、賃貸借関係 1 番～24 番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	更新時期ということで、件数が多くなってきております。 つきましては新規案件のみ読み上げさせていただきます。 議案書 10 ページでございます。 一番下、19 番でございます。 受け手 ■■ 出し手 ○○ ■■ 設定する土地○○ー○以下 2 筆記載のとおりでございます。 地積 156,663 m ² ですが、耕作面積は 640a でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 1～R11. 12. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円で新規案件となります。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 19 番を斉藤委員お願いいたします。
斉藤委員	事務局から説明のとおりですけれども、■■さんが昨年の春頃に体調をくずされまして、農業は続けられないということでした。 耕作者を探していましたが、田んぼにつきましては、借りてがすぐ見つかりましたが、畑の方が難航しまして、軽舞地区や近隣地区にも声をかけていたもののなかなか見つからなかったところ、秋過ぎに■■さんの方からここを借りたいと話がありまして、鹿沼の方が基盤整備が始まるということと、従業員の経験を積ませたいということで、貸して頂きたいということでしたのでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第 4 号 賃貸借関係 1 番～24 番に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、賃貸借関係 1 番～24 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 4 号賃貸借関係 1 番～24 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、賃貸借関係 25 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、安田委員は退席をお願いいたします。
安田委員	【退席：午後 4 時 17 分】
議長	それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局(奥井主事)	議案書 11 ページでございます。 25 番でございます。 受け手 ○○ ■■■ 出し手 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○-○以下 5 筆記載のとおりでございます。 地積 31,378 m² 水張は 298a でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 5. 1～R9. 12. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価 ○○円でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、議案第 4 号 賃貸借関係 25 番に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第 4 号 賃貸借関係 25 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案」賃貸借関係については、原案のとおり可決されました。
安田委員	【着席：午後 4 時 18 分】
議長	日程第 12 「農地移動適正化あっせん委員の指名」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
議長	本日配布しています、農地移動適正化あっせん委員の指名をご覧ください 本日までに 1 件の申し出がございます。 申出者 ○○ ■■■ 申出の種類 売買 申出日 令和 8 年 1 月 21 日 申出地 所在 桜丘 125 番 4 以下 12 筆 地目畑及び田 地積 12 筆合計 80,613.37 m²でございます。 2 枚目に位置図。3 枚目に地番図、4 枚目に写真図でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 ○○ ■■■さん の申し出地につきましては、米澤委員、高橋職務代理、早坂委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしく願いいたします。
議長	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和 7 年度第 10 回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午後 4 時 21 分閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____